

恵庭市子育て応援企業表彰実施要綱

(目的)

第1条 従業員や地域の若者の結婚支援、仕事と家庭が両立できる職場環境づくりや地域において子育て支援に積極的に取り組んでいる企業を市が認証し表彰することで、当該企業が社会的に評価される仕組みをつくとともに、その取組みについて広く周知することにより市内の企業の次世代育成支援の推進及び子育てしやすい社会環境づくりのための意識の向上を図り、地域全体で子育て世代を応援し、安心して子どもを産み育てることができる社会を実現する。

(定義)

第2条 この要綱において「企業」とは、法人及び個人事業主をいう。

2 この要綱において「事業所」とは、本店、支店、営業所、事務所等の対外的に独立して事業活動を営んでいると認められるものをいう。

(対象)

第3条 表彰の対象となる企業は、次の各号の要件に該当するものとする。

(1) 事業所の所在地が恵庭市内にある企業であること。

(2) 次に掲げる項目で支援活動を行っていること。

ア 従業員や地域の若者の結婚支援

イ 従業員に対する仕事と家庭を両立しやすい環境の整備等の支援

ウ 企業活動を通じた子どもと子育て家庭の応援

エ 地域の子育て活動との協働による支援

(3) 市税を滞納していないこと。

(4) おおむね過去3年間において労働関係法令に関し違反がなく、かつ、社会通念上表彰するにふさわしくないと認められる行為を行っていないこと。

(5) 恵庭市暴力団排除条例（平成26年条例第30号）第2条に規定する暴力団員が役員となっている企業又は同条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業でないこと。

(6) その他市長が特に認める者。

(候補者の募集)

第4条 候補者の募集は、表彰を受けようとする企業からの申込み又は関係団体等からの推薦によるものとする。

2 候補者の申込み又は推薦をしようとする者は、「恵庭市子育て応援企業表彰」応募（推薦）申込書（様式第1号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

3 候補者の申込み又は推薦をしようとする者は、誓約書兼同意書（様式第1号の2）を市長に提出しなければならない。

(選考)

第5条 候補者の選考は、本事業を所管する子ども未来部において行う。

2 選考に関し必要な事項は、別に定める。

(被表彰者の決定)

第6条 被表彰者の決定は、子ども未来部の選考に基づき市長が行う。

2 前項の決定については、恵庭市子育て応援企業表彰決定（非決定）通知書（様式第2号）により通知する。

(被表彰者の公表)

第7条 被表彰者を決定したときは、市広報等により公表し、第1条の目的達成のため啓発を行うとともに恵庭市子育て応援企業表彰台帳（様式第3号）に記録し管理する。

(表彰の取消し)

第8条 本表彰を受けることとなっている者又は表彰を受けた者が、第3条各号に規定する事実に関する虚偽の申告があったとき、合併・解散・事業の休止・廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき、その他本人の責に帰すべき行為により著しく名誉を失ったと認められるとき、市長は表彰を取り消すことができる。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、表彰状を授与して行う。

(表彰の実施)

第10条 表彰は、年1回行う。

(補足)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 28 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 29 日から実施する。